［登録の目的：創作年月日の登録］
①Ｐ第10134号－１②平成24年８月７日③東京都荒川区西尾久７丁目49番８号　日本アンテナ株式会社④題号：ＢＳコンパス　分類：電気機械器具
①Ｐ第10135号－１②平成24年８月10日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：ランキンソース法による定常造波流場の解析プログラム　分類：輸送用機械器具
①Ｐ第10136号－１②平成24年８月10日③東京都三鷹市新川６丁目38番１号　独立行政法人海上技術安全研究所④題号：浮体式ウィンドファームの漂流および衝突解析プログラム　分類：運輸業
①Ｐ第10137号－１②平成24年８月10日③茨城県つくば市南原１番地６　独立行政法人土木研究所④題号：自然風・交通換気力を活用した新換気制御プログラム　分類：建設業
①Ｐ第10138号－１②平成24年８月15日③愛知県春日井市下条町３－５－２　株式会社アイエフリサーチ④題号：ＷＥＢ制作会社向けサーバー・複数ドメイン管理システム　分類：システムプログラム

弁理士登録公告

平成24年９月12日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
９月12日	18567	池田　雅人
９月12日	18568	永市　明子
９月12日	18569	福西　隆志
９月12日	18570	井出　佳一
９月12日	18571	北原　悠樹
９月12日	18572	鈴木　雅人
９月12日	18573	瀧口絵里奈
９月12日	18574	柿内　宏憲
９月12日	18575	井坂　洋子

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成24年８月31日	12316	大高とし子	申請抹消
平成24年８月31日	16960	荒巻　洋二	〃
平成24年９月５日	07210	西舘　和之	〃
平成24年９月６日	11044	平野　惠稔	〃

弁理士数　9,656名
（平成24年９月12日現在）
平成 24 年 10 月１日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成24年９月12日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
９月12日	16531	田崎　哲也

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,750名
（平成24年９月12日現在）
平成 24 年 10 月１日　　日本弁理士会

公示送達

由井勝恵氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成24年10月１日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成24年綱第78号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 24 年 10 月１日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

福島県弁護士会が平成24年１月２日に告知した同会所属弁護士　橋本　公裕　会員（登録番号20731）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年９月７日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 24 年９月７日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定公告

東京弁護士会が　小室　貴司　会員（登録番号9185）に対してなした懲戒処分（業務停止４月、平成22年５月11日告知）につき、本会がこれに対する審査請求について前記懲戒処分を業務停止２月に変更する旨の裁決を行ったところ（平成23年２月21日告知）、同会員から裁決取消の訴えが提起され、平成24年３月15日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成24年９月７日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成 24 年 10 月１日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　小林　　優
　登録番号　8970
　事 務 所　東京都府中市住吉町４－38－６
　　小林優法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年９月４日

平成 24 年９月 10 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　香川県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　徳田　恒光
　登録番号　9218
　事 務 所　香川県高松市番町４－６－７
　　徳田法律事務所
3　処分の内容　業務停止２年
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年９月５日

平成 24 年９月 11 日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金変更公告

兵庫県乗用自動車厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により、次のように公告する。

１．新事務所の所在地　兵庫県神戸市垂水区大町２丁目２番17号
２．旧事務所の所在地　兵庫県神戸市灘区岩屋北町７丁目２番24号
３．変更年月日　平成24年９月21日

平成 24 年 10 月１日
兵庫県乗用自動車厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢20歳から40歳くらい、身長168センチの男性、体格普通、黒色頭髪、顎鬚、着衣は白色長袖ティーシャツ、灰色スウェットズボン、黒色ボクサーパンツ、白色靴下、白色スニーカー

上記の遺体は、平成24年６月22日午後３時04分、神奈川県愛甲郡愛川町半原3248番地付近宮沢川脇林内で発見。

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は、当町福祉支援課まで申し出てください。

平成 24 年 10 月１日
神奈川県　　愛甲郡愛川町長　山田登美夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳以上の男性、身長168㎝、体格中肉、所持品はなし

上記の者は、平成24年７月27日午前10時40分頃、江田島市沖美町是長1778番地８椋田方北西約100ｍの海岸にて俯せ状態で発見されました。遺体は強度に腐敗しており顔の識別は不可、平成24年７月30日に司法解剖が行われ、身元不明のため火葬に付し遺骨は江田島市江田島町の長宇根納骨堂に安置しています。心当たりの方は、当市福祉保健部社会福祉課まで申し出てください。

平成 24 年 10 月１日
広島県　　江田島市長　田中　達美